

一般国道 140 号改築工事（新山梨環状道路東部区間 I 期）の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第 7 条第 1 項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第 2 項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日 令和元年 12 月 13 日（金）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 一般国道 140 号改築工事（新山梨環状道路東部区間 I 期）の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき国土交通省関東地方整備局長から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第 8 条第 1 項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道 140 号改築工事（新山梨環状道路東部区間 I 期・山梨県甲府市小曲町字河原地内から同市落合町字曾根地内まで）について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第 20 条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通省関東地方整備局長の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・併走している河川の氾濫等の水害時においても緊急輸送路としての機能を有するのであれば、そのことを明記すべきではないか。
- ・本件事業の施行による環境への影響について、平成 24 年に実施した環境影響評価を挙げているが、平成 25 年、平成 26 年に実施した動植物調査についても明記すべきではないか。
- ・本件事業により得られる公益において、「防災」や「医療」についても一般国道 140 号の役割であることを明記した方が良い。